

平成26年7月18日

**橋処理センター整備事業に係る条例方法審査書の公告について  
(お知らせ)**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦
  
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
橋処理センター整備事業  
川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
  
- 3 条例方法審査書公告年月日  
平成26年7月18日(金)
  
- 4 問合せ先  
名 称 : 川崎市環境局施設部施設建設課  
住 所 : 川崎市川崎区宮本町1番地  
電 話 : 044-200-2554

(川崎市環境局環境評価室担当)  
電話 044-200-2152

## 橘処理センター整備事業に係る条例方法審査書

平成26年7月

川崎市

橘処理センター整備事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、高津区新作1丁目1787番3ほかの橘処理センター等の約2.5haの区域において、市の「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」（平成23年10月策定）に基づき、現在の4処理センター体制から3処理センター体制への実現に向けて、老朽化した既存のごみ処理施設を解体し、新たにごみ処理施設（ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設）を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき平成26年4月7日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受け、条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、平成26年5月30日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成26年7月14日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、条例方法審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：橋処理センター整備事業

種 類：廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか

区域面積：約24,500㎡

用途地域：準工業地域、準住居地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

ごみ処理施設の建設

#### イ 土地利用計画

土地利用区分		面積（㎡）	構成比（％）	備考
建築物	ごみ焼却処理施設	約8,000	約32.7	煙突含む
	ミックスペーパー資源化処理施設	約2,000	約8.1	
	リサイクルコミュニティセンター（既設）	約400	約1.6	
造成地盤		約4,900	約23.7	駐車場等
車路等		約5,800	約20.0	
緑化地		約3,400	約13.9	
合計		約24,500	100.0	

## ウ 建築計画

施設の種類・名称	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造 <sup>注1)</sup>	階数	建物高さ <sup>注2)</sup> (m)
ごみ焼却処理施設	約 8,000	約 16,000	RC、S、 SRC 造	地上 5 階 地下 2 階	約 35
ミックスペーパー資源化 処理施設	約 2,000	約 3,000	RC、S 造	地上 4 階	約 20
リサイクル コミュニティセンター (既設)	約 400	約 1,000	S 造	地上 3 階	約 10
造成地盤	約 3,600 <sup>注3)</sup>	約 3,600	—	—	—
合計	約 14,000	約 23,600	—	—	—
敷地面積	約 24,500 ㎡				
建ぺい率	約 14,000 ㎡ ÷ 約 24,500 ㎡ × 100 = 約 57%				
容積率	約 23,600 ㎡ ÷ 約 24,500 ㎡ × 100 = 約 96%				

注1) S造：鉄骨造、RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

注2) 建物高さは、現況地盤からの高さ

注3) 表1-8土地利用計画で示した造成地盤の面積のうち、建築面積に算入される部分の面積

## エ 処理施設計画

施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	600 t / 24時間 (200t × 3 炉)
	処理方式	焼却施設 (ストーカ式)
	搬入・処理日	搬入：6日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率な発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。
ミックスペーパー 資源化処理施設	施設規模	45 t / 5 時間
	処理方式	手選別、圧縮梱包方式
	搬入・処理日	搬入：6日/週 処理日：6日/週
	選別種類	古紙 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等) 以外の紙ごみ

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、ごみ処理施設の建設であり、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、悪臭、地盤（変状）、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、低周波音、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照阻害、テレビ受信障害、地域交通、歴史的文化的遺産、安全及び温室効果ガスについて予測及び評価を行うとしており、その選定はおおむね妥当である。

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

本計画では、工事中における建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用時における排ガスの排出に伴う大気質濃度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当であるが、煙突等の解体時にダイオキシン類等の飛散が懸念されることから、煙突等の解体計画及び飛散防止対策を条例準備書で明らかにすること。

#### イ 悪臭

本計画では、供用時における排ガスの排出、廃棄物の貯留に伴う悪臭の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### ウ 地盤（変状）

本計画では、工事中における掘削工事に伴う地盤の変位等について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当であるが、予測方法については、定量的な方法を優先し、予測を行うこと。

## エ 土壌汚染

本計画では、工事中における建設工事に伴う土壌汚染の影響の程度、供用時における施設の稼働に伴う土壌汚染について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

## オ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

本計画では、供用時における緑の回復・育成に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量について予測及び評価を行うとしているが、条例準備書において植栽基盤を支える造成地盤の構造を明らかにした上で予測及び評価を行うこと。

### (イ) 緑の量

本計画では、供用時における緑の保全及び回復・育成に伴う緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

## カ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動、低周波音）

### (ア) 騒音

本計画では、工事中における建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用時における施設の稼働に伴う騒音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

### (イ) 振動

本計画では、工事中における建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用時における施設の稼働に伴う振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

### (ウ) 低周波音

本計画では、供用時における施設の稼働に伴う低周波音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当

であるが、予測及び評価に当たっては、定量的な予測方法についても検討すること。

#### キ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

##### （ア）一般廃棄物

本計画では、供用時に発生する施設の稼働に係る一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

##### （イ）産業廃棄物

本計画では、工事中における建設工事に係る産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について予測及び評価を行うとしているが、解体する建築物等に石綿含有建材の使用が懸念されることから、石綿含有建材の使用箇所、使用量、石綿の種類等を現地調査により把握し、できる限り定量的な予測及び評価を行うこと。

##### （ウ）建設発生土

本計画では、工事中における建設工事に係る建設発生土の量及び処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### ク 景 観

本計画では、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### ケ 日照障害

本計画では、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### コ テレビ受信障害

本計画では、計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### サ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行に伴う交通流及び交通安全に及ぼす影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### シ 歴史的文化的遺産

本計画では、掘削工事等に伴う埋蔵文化財の改変の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### ス 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本計画では、危険物等に係る安全性の確保の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

#### セ 温室効果ガス

本計画では、施設の稼働、施設関連車両の走行による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。



### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成25年4月 1日 環境配慮計画書の受理  
4月 8日 環境配慮計画書公告、縦覧開始  
5月 7日 縦覧終了、意見書の締切り  
意見書提出 3名、3通  
5月30日 環境配慮計画見解書の受理  
6月 6日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始  
6月18日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問  
6月20日 環境配慮計画見解書縦覧終了  
8月 5日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申  
8月12日 環境配慮計画審査書公告  
環境配慮計画策定者宛て送付

平成26年4月 7日 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理  
4月14日 条例方法書公告、縦覧開始  
5月28日 縦覧終了、意見書の締切り  
意見書提出 8名、8通  
5月30日 市長から審議会に条例方法書について諮問  
7月14日 審議会から市長に条例方法書について答申  
7月18日 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付

### 4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成25年6月18日 審議会（現地視察）  
6月24日 審議会（環境配慮計画書事業者説明及び審議）  
8月 2日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）

平成26年5月30日 審議会（現地視察）  
6月13日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）  
7月11日 審議会（条例方法書答申案審議）